教員による「性犯罪・性暴力等」の類型的研究
―学校種に即した事案の検討―

森脇　正博*・榊原　禎宏

A Typological Study of Sexual Crimes and Sexual Violence Committed by Teachers: An Examination of Cases by School Types

Masahiro MORIWAKI* and Yoshihiro SAKAKIBARA

Accepted June 16, 2022

抄録：本報告は、教員による性犯罪・性暴力等の質的研究として、2019 年度のわいせつ行為等に関わる教員の懲戒処分を対象に基礎データを作成した。資料の渉猟の結果、同年度のおよそ85%の事案を特定し、教員の所属する学校種によって事案を整理できることを明らかにするとともに、その具体の説明を試みた。すなわち、行為の対象、場所、態様、環境因子およびこれらのつながりを、いくつかの類型で捉えることができている。この結果を踏まえれば、性犯罪・性暴力等を平準的に理解するのは不的確であり、また事案は行為者の主体性によってのみならず、学校内外の環境を通じても生じていることを推論できる。

索引語：教員，性暴力，行為の類型，非違行為，社会的逸脱

Abstract: As a qualitative study of sexual crimes and sexual violence committed by teachers, this paper provides basic data on disciplinary actions of teachers related to obscenity and other sexual offenses in 2019 school year. As a result of the research, approximately 85% of the targeted cases were identified and the authors attempted to explain the specific cases according to the type of school to which the teachers belonged. In other words, we could capture the target of the act, the place, the mode, the environmental factors, and the connection between them in most cases. Based on this study, it could be inferred that it may be inappropriate to understand such sexual crimes and sexual violence in a standardized manner, and that cases occur not only because of the initiative of the offender, but also because of the environment inside and outside the school that affects them.

Key Words: teacher, sexual violence, type of behavior, illegal activity, social deviation

* 京都教育大学附属京都小中学校

1. 問題－教員による「性犯罪・性暴力等」の質的研究の必要と困難

数日に一度は必ずと言ってよいほどに報じられる、教員による「わいせつ行為等」あるいは「性犯罪・性暴力等」[1)] の事案は、とりわけ学校教育関係者にとって胸を締め付けられるような出来事である。それは、被害に遭った方々に対して、なかでもそれが児童・生徒であった場合はいっそう痛ましく思うと同時に、社会的逸脱に至ってしまった加害側の状況に事前に気づき、支援あるいは指導ができなかったのだろうかと後悔の念を伴う。加害そのものを決して容認するわけではないが、かれら自身も環境の所産と見なせば、関係者として事案の発生を少しでも抑止できたのではないかとの思いは尽きない。

こうした事案を減らし、学校教育の環境を改善していくことは、教育行政あるいは学校経営に携わる者の重要な責務だが、そのためには、二つの方向での研究が必要である。その一つは、「性犯罪・性暴力等」がどれほどの社会的水準で発生しているのか、つまり、教員による発生数と教員の職業集団における発生率、そしてこれらの社会的位置を量的に測定することである[2)]。もう一つは、「わいせつ行為等」あるいは「性犯罪・性暴力等」と称される個々の事案に注目し、事実を質的に明らかにすることである。ところが、とくに後者は決して容易な作業ではない。なぜなら、事案が加害－被害の構図を伴うことから、二次被害を防ぐために具体が明らかにされないばかりか、事案の存在そのものが公表されない場合もあるため[3)] である。しかし、社会的影響が大きく、教職に就いている者の誇りと自負、さらにこれからの教職にとっても、きわめて重要な問題であることに鑑みれば、この事象を可能な方法で捉えることは喫緊の課題だろう。

そこで本報告では、以下に述べる対象と方法によりケース研究[4)] とまでは言えないものの、収集可能なデータにもとづき、できるだけ多くの事例についてのより具体的な把握を試みる。そのことは、拙論（榊原 2010、榊原・森脇 2012、森脇・榊原 2018）においてほとんど扱えなかった、盗撮・のぞきとセクシャル・ハラスメントを含めることができるという研究上の有効性も意味する。なぜなら、必ずしも違法行為に該当しないこれら事案は犯罪統計には含まれず、量的に把握困難であり、個々を追跡することで初めて捉えられるものだからだ。

もっとも、筆者らはその作業に一度臨んだ[5)] が、データそのものが公表されない場合も少なくなく、事案数の特定、収集した資料等における限界も大きかった。そこで、本報告はこれら研究の現状を踏まえた上で、より精度の高い分析を試みる。すなわち、行為者の学校種別と性別、行為の対象、場所、態様、環境因子を明らかにし、それぞれの事案をこれら変数の連関として立体的に描き出すことを目指すものである。

2. 対象と方法

教員による「わいせつ行為等」の類型を明らかにするために、以下に述べる対象と方法にもとづき作業を行った。

① 2019 年度（2019 年 4 月 1 日～ 2020 年 3 月 31 日）のわいせつ行為等に関わる教員の懲戒処分を対象とする。用いたデータは、官報での教員免許失効公告、都道府県・政令指定都市または同教育委員会による県政ニュース等の記者発表、朝日新聞、読売新聞ほか全国紙、および

地方紙での報道等を渉猟して、複数の根拠を見出せた場合のみ事案が存在したと見なす方法をとり、より高い実証性を担保しようとした。

②ただし、次の各点について留意を要する。(1) 同期間に発生したものの、報道や懲戒処分が後日の事案、(2) 同期間に裁判中の事案、(3) 国立大学法人および私立学校の教員が関わる事案、(4) 児童・生徒の年齢層が特定できない特別支援学校、義務教育学校および中等教育学校に属する教員が関わる事案、以上を含まず、かつ (5) 同期間に発生していないが、同期間に懲戒処分がなされた事案を含む。

③事案の数え方に関して、一人の行為者に対して一事案を基本とする。ただし、行為の対象および態様・場面が複数の場合もあることから、図１に示す区分にもとづく。たとえば、「生徒と校内でキスをした。また、ホテルでみだらな行為をした」場合、態様は複数であるが対象は一人であるため単数と見なし、また、解釈の余地を免れないが社会的意味がより重いと見なせる行為の事案として、この事案を整理した。

ちなみに、文部科学省のデータは、この区分の仕方つまり分類の手続き明示していない点で、必ずしも正確なものではない。たとえば、「校内で、数人の女子児童の体を複数回触った。また、教職員の宴席後の帰り際に、同僚の女性教諭の体を触った」事案の場合、態様は同じであるものの、対象や場面は複数に及んでいる。そのため、行為者は一人だが、延べ二事案、複数と見なすのがより妥当だろう。文科省が公表データをいかに導いたのかは不明だが、これらを単数に扱っている点で分類の恣意性を否めない点を指摘しておく。

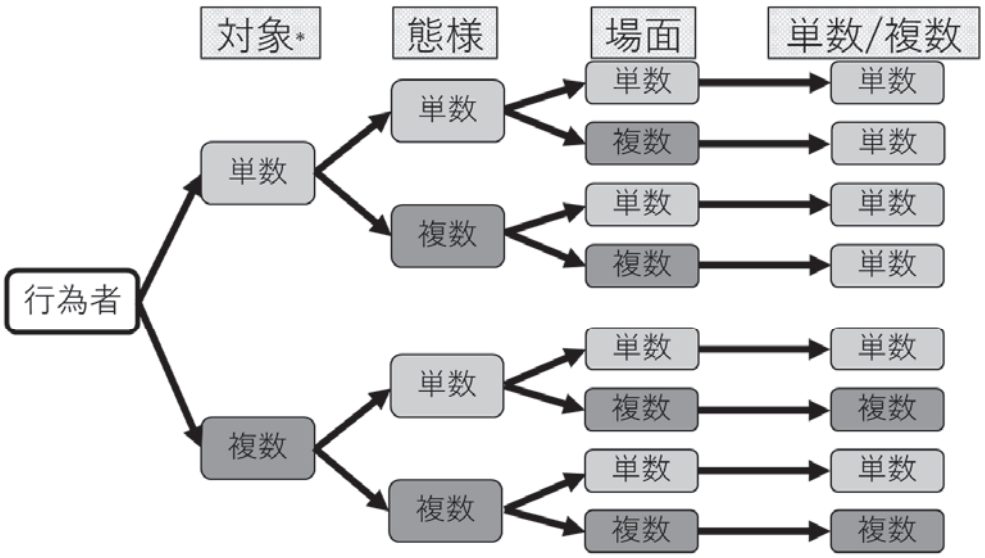

*　例えば「盗撮目的で女子更衣室にカメラを仕掛けた」など、対象を特定できない場合は単数扱いとした。

図１　事案の単数・複数の区分

3. 教員による「わいせつ行為等」の類型とその傾向

(1) 結果の概要

以上の手続きを経て、対象期間の事例として、小学校で 59（延べ 62）件、中学校で 60（延べ 68）件、高校で 61（延べ 67）件、合計 180（延べ 197）件を捕捉した。

この件数は、文科省「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況」（2019 年度）に示される小・中・高校教員の同懲戒処分の推計値[6]、211.3 人の 85.2%に相当する。そして、事案を学校上の関係の有無で整理したものが、表 1 である。

表 1　学校上の関係の有無と学校種別の事案の内訳

学校上の関係	対象	小学校		中学校		高校	
あり	自校児童・生徒	32.3%	(20)	36.7%	(25)	55.2%	(37)
	教職員（実習生含む）	14.5%	(9)	7.4%	(5)	9.0%	(6)
	18 歳未満の卒業生	1.6%	(1)	1.5%	(1)	1.5%	(1)*
	保護者	3.2%	(2)	0.0%	(0)	0.0%	(0)
	小計	51.6%	(32)	45.6%	(31)	65.7%	(44)
なし	18 歳未満	21.0%	(13)	42.7%	(29)	19.3%	(13)
	成人	11.3%	(7)	8.8%	(6)	7.5%	(5)
	その他（公衆）	8.1%	(5)	2.9%	(2)	6.0%	(4)
	その他（なし）	8.1%	(5)	0.0%	(0)	1.5%	(1)
	小計	48.4%	(30)	54.4%	(37)	34.3%	(23)
合計		100%	(62)	100%	(68)	100%	(67)

＊報道では「19 歳元教え子」だが、学校上の関係が深いと見なし、同枠で数えた。

まず、全体のおよそ半数から 3 分の 2（45.6-65.7%）は学校上の関係のある事案であるものの、そうでない場合も半数近い。たとえば、「教員によるわいせつ事案」がことごとく対児童・生徒とイメージされるならば、それは不正確である。と同時に、少なくとも半数近くはかれらが関わっていることも事実と認めなければならない。また、学校上の関係のある事案のうち、勤務校の児童・生徒が対象となっているものは 3 － 5 割強を占め、高校でその値がより高い。学校種によって傾向の違いは明白である。ちなみに「わいせつ動画の製造・頒布」といった、特定の対象を有しない事案も、全体の 1 割弱で見られる。

次に、学校種ごとに事案を追跡した結果が、図 2、図 3 および図 4 である。個々の事案を性別ほか行為者の属性や行為の変数の間を辿ることで、どのような事案が何件発生したかを読み取ることができる。なお、図中の「学校内（外）」は学校内および外での事案を指しており、「セクハラ」と「性的嫌がらせ」が並立している点は報道に準じる。また、態様のうち、盗撮・のぞきおよび痴漢に関しては、逮捕時の行為の対象にしたがい分類した。ただし、複数回におよぶ報道が確認された場合は、対象を公衆としている。

以下、明瞭な傾向を見出せるパターンについて説明する。

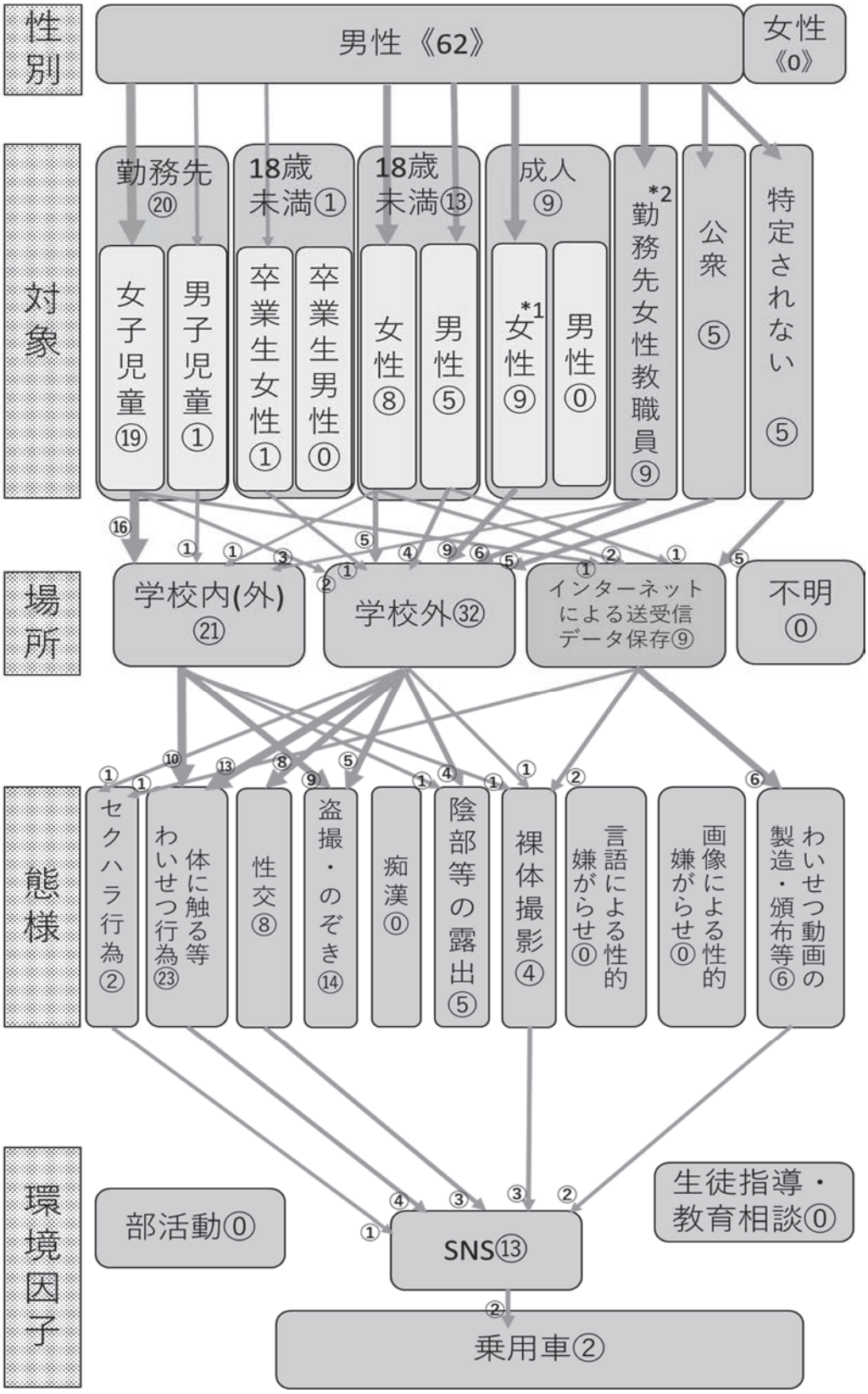

*1　うち、保護者２名　　*2　うち、教育実習生１名

図２　小学校教員における「わいせつ行為等」の類型

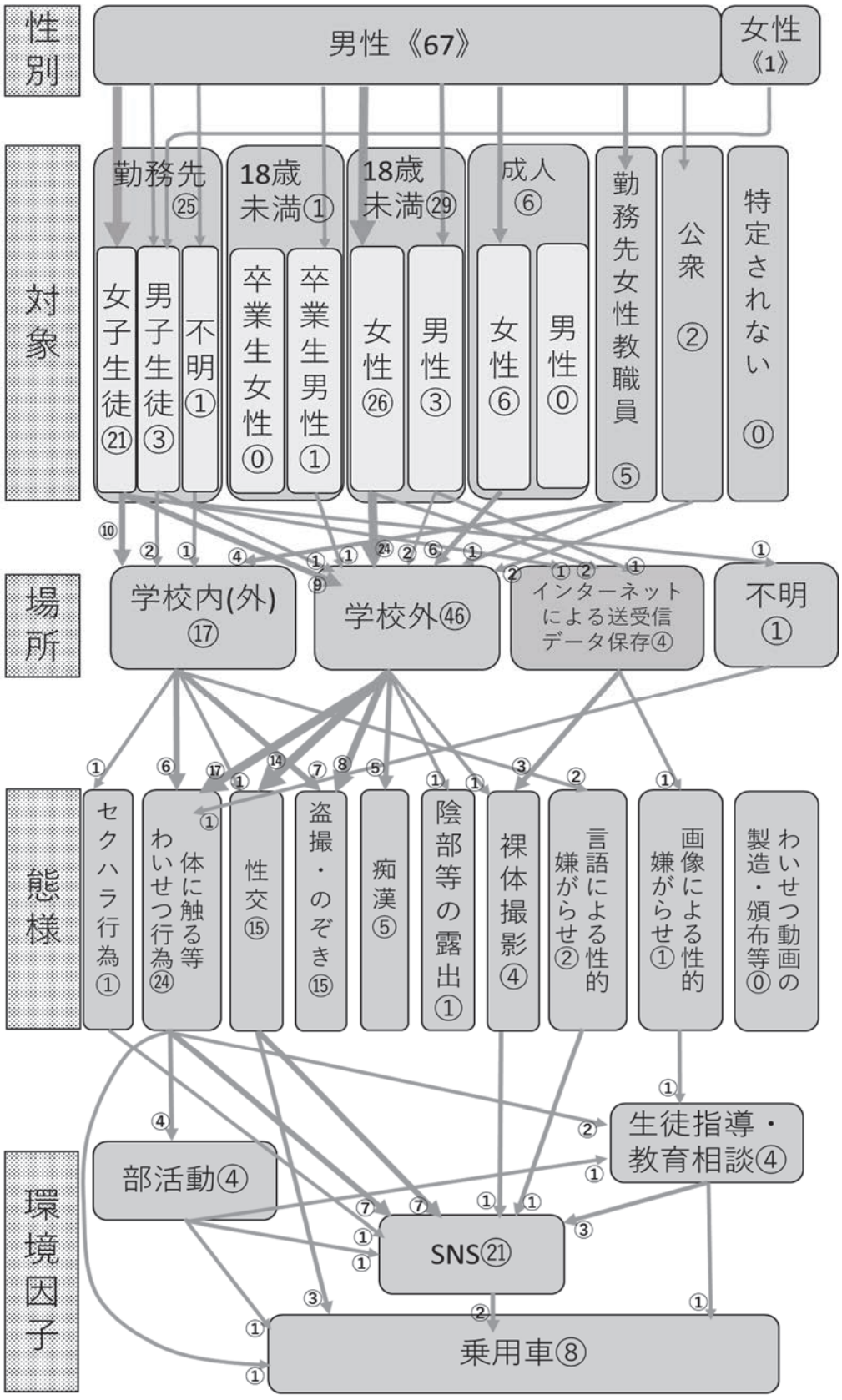

図 3　中学校教員における「わいせつ行為等」の類型

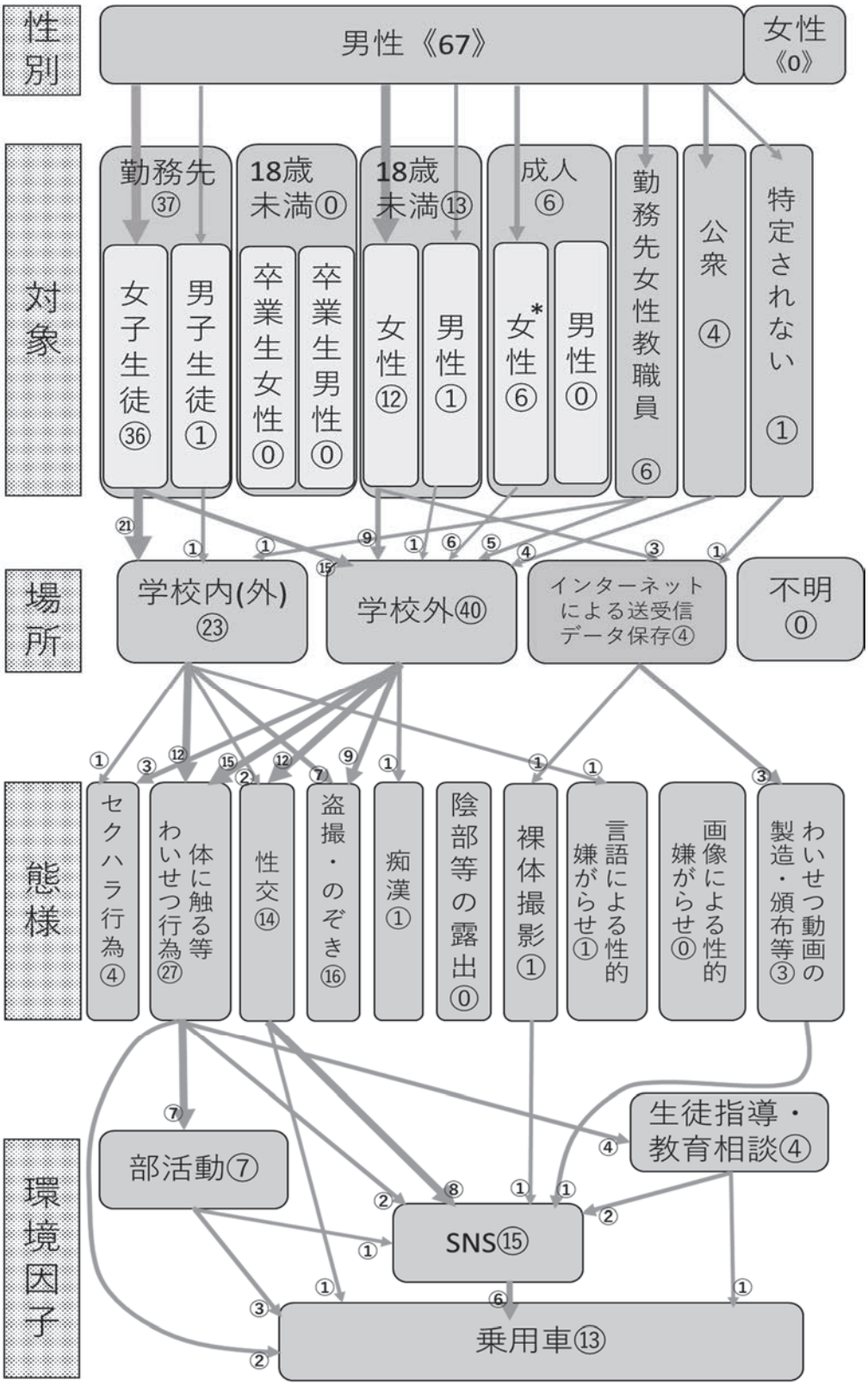

*うち、19歳卒業生1名

図4　高校教員における「わいせつ行為等」の類型

1)　小学校教員に見られる傾向

延べ 62 件はすべて男性による事案であり、女性による事案は見られない。また、次の類型を見出せる。①自校の女子児童に対する行為が、約 3 割の 19 件に上る。うち 16 件は校内で発生しており、8 件が体に触る等のわいせつ行為、7 件が盗撮やのぞきである。② 18 歳未満の女性・男性を対象とした事案が、およそ 2 割にあたる 13 件を占める。ただし、態様については体に触る・性交・盗撮・裸体撮影など多岐にわたっており、決して一様でない。このうち、「男性－学校外－性交」パターンの事案が 2 件みられる。男性教員の対象は必ずしも女性ではないことがわかる。③勤務先の女性教員や保護者に関わる事案が全体の 2 割弱の 11 件、その多くは校外での体に触る行為である。

2)　中学校教員に見られる傾向

男性が延べ 67 件、女性が 1 件と、ほぼすべてが男性による行為である。また、次の類型を示すことができる。① 4 割弱の 26 件で、18 歳未満の女性が対象となっている。また、場所は 24 件とほぼ学校外、その半数 12 件が性交を伴い、さらにその半数 6 件が SNS を用いていた。②勤務先の女子生徒が対象なのは約 3 割、21 件を数える。ただし、小学校の場合と異なって、行為の行われた場所が校内と校外で拮抗しており、事案は校内に限らずより広範に発生していることがわかる。なお、態様は小学校と同様、半数を超える 12 件が体に触る行為である。③全体の 1 割弱の 6 件で成人女性を対象とし、うち半数が学校外での痴漢である。

3)　高校教員に見られる傾向

67 件の事案は小学校と同じく、すべて男性教員による。そして、①過半数の 36 件が勤務先の女子生徒を対象とするが、うち校内は 21 件、校外が 15 件と場所が広範囲なのは中学校と同じ傾向を示している。生徒の行動範囲の拡大に呼応するものだろう。そして、6 割以上にあたる 22 件が体に触る行為に至っており、「女子生徒－身体に触る」パターンが全体の 3 分の 1 を占める。② 2 割弱が 18 歳未満女性を対象とし、うち半数の 6 件が学校外での性交に及んでいる。なお、全事案で SNS が用いられている。③全体の 1 割弱の 6 件は、勤務先の女性教員が対象であるが、うち 5 件とそのほとんどが校外で事案が生じている。

(2) 考察

以上の分析結果から、学校種を跨ぐ次の点を確認でき、そして議論できるだろう。

第一に、事案の圧倒的多数が男性教員による行為な一方、小・中学校で計 12 件、これらの学校種における事案の 1 割弱は､対象も男性である。「わいせつ行為」または「わいせつ行為等」が、異性間のみで生じるとは断言できない。つまり、男性教員に女子児童・生徒を近づけなければよいという発想が誤っていることは明らかである。

第二に、「校長はホテルで買春したほか、男子中学生にわいせつ画像を送らせた」、「教頭は女性教員に対し、性的内容のメッセージを送った」等、学校管理職による事案を延べ 7 件認めることができる。教育委員会との繋がりから言っても、管理職にはこの問題への対応で中心的役割が求められる一方、かれらが行為者になりうるという事実から、学校管理職の管理と合わせてかれらへの支援の方略が、とりわけ教育委員会に求められるだろう。文部科学省「教員勤務

実態調査」（2016 年度）などでは副校長・教頭の勤務時間の長さが突出しており、かれらの健康が危ぶまれる状況にあると見るならば、その業務改善はいっそう急務である。にもかかわらず、学校内では管理職が責任者という構図にあって、かれらが職員に対してリーダーシップを発揮することで問題を抑止するというだけでは、学校を適切に管理しているとは言えない。

第三に、盗撮およびコミュニケーションチャンネルの関連で、スマートフォン等のデバイスは無視できない。事案の 23%、22%、24%（小・中・高校、以下同じ）と全校種で盗撮は体に触る行為に次いで多く、うち 64%、47%、44%がトイレや更衣室等の学校内で発生している。また、SNS を介した個人的なやりとりを伴う事案が、それぞれ 21%、31%、22%あることも注目すべきだろう。もっとも、「教諭は自宅に生徒を呼んでキス」といった、SNS の利用を推測させる事案は他にもあり、その実数はより多いことが考えられる。

こうした状況を受けて、たとえば浜松市教育委員会は SNS 利用に関するガイドラインを示し、教職員のスマートフォンは職員室で管理すると規定した[7)]。相次ぐ不祥事へのやむを得ない対応でもあるが、児童生徒の怪我や不審者の侵入等の緊急事態への対応のほか、実務上、多くの場面で個人のスマホが用いられている面を考え合わせれば、教育委員会はこのデバイスを業務ツールとして用意するべきかもしれない。もっとも、全体の約半数を占める、学校外で生じた事案に対してこの策は有効とは言えない。

4. 結論

以上から、次のことを帰結できる。

2019 年度の事案と確認できた 180（延べ 197）件のケースを追跡し、整理した結果、教員の所属する学校種、行為の対象、場所、態様、環境因子という条件と変数およびこれらのつながりを、いくつかの類型で捉えることができた。あわせて学校種による事案の内容の違いも明らかとなった。この結果から、わいせつ行為等を平準的に理解するのはまったく不正確なことがわかる。事案に関わる行為者の主体性を無視することはむろんできないが、と同時に学校内外の環境にも影響されて生じている可能性も指摘できるからである。

この知見は、学校種別や個々の学校環境の状況を踏まえた、個別のリスクマネジメントが重要なことを示唆する。たとえば、授業での教科指導に留まらず、生徒の内面への関与でもある教育相談や進路相談を、成績評価や生徒指導にも携わる教員が担うことの妥当性を再考してはどうだろうか。あるいは、部活動に代表される教育課程に準拠しない諸活動の内容と時間について、学校として管理を強めることで、教員と児童・生徒の距離を適正化することも必要ではないだろうか。さらに教員研修などでは、一般的な講話に留めるのではなく、グループワークとして模擬実験（シミュレーション）やケース分析を行うなど、それぞれの職場としての学校の文脈に即した内容と方法が企画されるべきだろう。

附記：本稿は共同で課題を設定、データを収集、整序し、分析と議論を重ねた上で執筆した。それゆえ、執筆の役割分担を明記することは困難である。

注

1）「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」（2020 年 6 月）等を受けて、文部科学省は従来の「わいせつ行為等」に替わり「性犯罪･性暴力等」を、性犯罪･性暴力及びセクシュアルハラスメントと定義し、次のように説明している。「性犯罪・性暴力」とは、強制性交等、強制わいせつ（13 歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び 13 歳未満の者へのわいせつ行為）、児童ポルノ法第 5 条から第 8 条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう（「令和 2 年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」）。

2）このテーマに関する実証研究は、筆者らによるものを除けば限られる。小宮龍一･松原雅俊･小松典子・水木尚充・野中陽一「教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題－神奈川県内のセクシャル・ハラスメント防止の取組を中心に－」『教育デザイン研究』11、2020 年、188-197 頁。榊原禎宏「教員の精神的健康への一視角－教員による『わいせつ行為』は多いか－」『京都教育大学紀要』116、2010 年、1-7 頁。榊原禎宏･森脇正博「教員は健康に働けているか－教員による『わいせつ行為』に関する追試的研究－」『京都教育大学紀要』120、2012 年、1-10 頁。須藤康介「教師の犯罪率とその推移－同年齢集団との比較から－」『日本教師教育学会年報』24、2015 年、166-169 頁。棚野勝文・足立慎一・芥川祐征「教員の児童生徒･保護者に対するセクシャル･ハラスメントに関する懲戒処分の実態分析」『岐阜大学教育学部研究報告　人文科学』67（1）、2018 年、169-178 頁。森脇正博・榊原禎宏「教員の『わいせつ行為』に関する統計的再分析－学校種間の発生率の検討－」『京都教育大学紀要』132、2018 年、77-89 頁。

3）文部科学省「懲戒処分に関する処分基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況一覧（教育職員）」2020 年 6 月 1 日。

4）ケースに即した分析では、驚愕するような際だった事例を扱う傾向にある。たとえば、池谷孝司『スクールセクハラーなぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』幻冬舎、2014 年。内海﨑貴子・田中裕・藏原三雪・亀井明子・岡明秀忠『スクール・セクシャル・ハラスメントー学校の中の性暴力－』八千代出版、2019 年。田中正博・佐藤晴雄『教育のリスクマネジメントー子ども・学校を危機から守るために－』時事通信出版局、2013 年。本報告は、これらの事実の存在は認めながらも、これらを代表的と見なしてよいかを吟味するものでもある。

5）榊原禎宏・森脇正博「教員による『わいせつ行為等』に関する探索的検討－属性および行為と状況－」『京都教育大学紀要』139、2021 年、93-104 頁。

6）文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」（『教育委員会月報』2021 年 2 月号、56 頁）によれば、わいせつ行為等に係る懲戒処分等は、全体では懲戒処分（228 人）と訓告等（45 人）に区分されるものの、学校種別ではこれが不明である。そこで、2019 年度の懲戒処分と訓告等が計 273 人、うち小・中・高校の教員が 253 人であることから、訓告等に関してそれぞれの学校種の教員が 253/273 ≒ 0.927 の割合で該当すると見なし、訓告等処分者数を 45 × 0.927 ≒ 41.7 人と算出して、ここから懲戒処分者数を、253-41.7=211.3 人と推計した。

7）教育新聞「教職員のスマホを職員室から持ち出し禁止に 浜松市教委」2019 年 11 月 20 日。